

墓地経営（変更）許可関係提出書類について（個人による申請の場合）

- ※ 申請前に、下記「9」の周知対象者に対して、計画を周知してください。
- ※ 申請書類は、生活環境課又は各支所地域振興課へ提出してください。
- ※ 農地法等他の関係法令の許認可・届出については、事前に漏れのないよう確認を行ってください。

- 1 申請書（施行細則5条関係別記様式1号【新設】、施行細則6条関係別記様式2号【変更】）
「申請の理由」欄に、申請理由のほか、利用区分として「死体の埋葬」又は「焼骨の埋蔵」の別を記載すること。
- 2 墓地及び付近の略図（位置図）（施行細則5条1号【新設】、施行細則6条1号【変更】）
 - ・墓地の区域（墳墓の区域及び関連施設（付帯する、進入路、駐車場、のり面、境界植樹帯等の維持管理施設で経営に必要な施設）が立地する区域）の周囲200m以内の道路、鉄道、河川及び人家等の状況が分かる縮尺1/2,500程度のもの。
 - ・100m境界線を記入すること。
 - ・墳墓の区域の図面（規模に応じ、縮尺1/100から1/500程度のもの）
 - ・関連施設等の図面（規模に応じ、縮尺1/100から1/500程度のもの）
- 3 変更許可の申請の場合は、変更前後の墓地区域の変更内容が分かる図面（施行細則6条3号【変更】）
- 4 土地の登記事項証明書（施行細則5条3号【新設】、施行細則6条4号【変更】）
 - ・申請前3カ月以内のもの。
 - （登記上、一筆となっている土地の一部を墓地とする場合は、許可後速やかに墓地区域を分筆してください。また、実測面積と登記上の面積が異なる場合は、実測面積により申請すること。）
- [土地所有者、権利者の承諾関係]（施行細則5条4号【新設】、施行細則6条5号【変更】）
- 5 土地所有権譲渡承諾書
 - ・申請に係る土地に申請者以外の所有者があるときは、竣工（使用開始時）までに申請者に所有権を移転することとし、譲渡承諾書を添付すること。
- 6 地上権等解除承諾書
 - ・申請時に所有権を制限する物権（地上権、抵当権等）が設定されている場合は、竣工（使用開始時）までに解除することとし、解除承諾書を添付すること。
- 7 関係図面（施行細則5条6号【新設】、施行細則6条7号【変更】：市長が必要と認める書類）
 - ・用地の状況を把握できるもの
現況図、公図の写し、現況地番図等
 - ・設備等の設置状況（墳墓の形状を含む。）を把握できるもの
配置図、丈量図、姿図、断面図等
 - ・防災、修景等の状況を把握できるもの
法面、植栽等の施工図等

- 8 墓地及び関連施設の維持管理に関する書類（施行細則 5 条 6 号【新設】、施行細則 6 条 7 号【変更】：市長が必要と認める書類）
- ・維持管理を行う者及びその方法、頻度等について記載したもの。

[周知に関する書類]

- 9 周知結果報告書（施行細則 5 条 6 号【新設】、施行細則 6 条 7 号【変更】：市長が必要と認める書類）

・周知内容（概要）

- ① 墓地の種類・名称
- ② 申請者の住所・氏名等の経営主体に関する事項
- ③ 区域範囲、地番・面積等の用地に関する事項
- ④ 墳墓の区域、面積、区画数、墳墓の形状、関連施設の概要等の規模・構造設備に関する事項
- ⑤ 使用開始予定期日、維持管理の方法、周辺の生活環境の保全対策等の経営に関する事項
- ⑥ 施工業者、工事開始・竣工予定期日等の工事に関する事項
- ⑦ 関係行政機関への協議・手続きの状況、設置にあたり配慮した事項等の関連する事項

・周知対象者（許可申請前に墓地の設置計画を次の者に周知すること。）

- ① 墓地の区域に接する土地の所有者
 - ② 墓地区域から 100m 以内の人家の居住者（世帯主とする。）、医療提供施設又は社会福祉施設の設置者
- ※ 医療提供施設：病院・診療所・療養型病床群・介護老人保健施設・助産所のうち、患者等の収容施設を持つもの
- ※ 社会福祉施設：老人ホーム・児童擁護施設・身体障害者更正施設・母子福祉施設などで入所させて保護を行うもの

・周知方法

個別説明、説明会の開催など

- 10 個別説明等の概要

- 11 説明会の開催状況

・上記 9 の周知対象者の項①及び②に該当する者が複数いる場合で開催した場合

- 12 意見書（施行細則 5 条 6 号【新設】、施行細則 6 条 7 号【変更】：市長が必要と認める書類）
ただし、焼骨のみを埋蔵する場合は、不要。

- ・上記 9 の周知対象者の項②の 100m 以内の人家の居住者等の意見であること。
- ・作成年月日、墓地経営（変更）許可申請者名、意見を述べた者の住所・氏名、周知を受けた年月日、墓地の所在地及び意見（異存なく同意する場合はその旨、条件を付して同意する場合はその条件、同意しない場合若しくはその他の意見の場合はその理由）が記載されていること。
- ・意見書を取得できない場合は、その原因及び理由を記載した意見書取得不能申立書を添付すること。